

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

平成24年9月

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と社団法人日本建設業連合会四国支部長（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及びその支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波及び風水害等により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策及びその支援活動（以下「業務」という。）に関し、乙は、甲が実施する業務の遂行に必要な建設機械（輸送車両含む）、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及び動員の方法並びに日本建設業連合会四国支部に所属する会員（以下「会員」という。）からの情報提供等の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 一 四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は工事している河川、道路、砂防、海岸、港湾、空港、営繕等の施設（以下「所管施設等」という。）
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が要請する国内における大規模災害発生箇所

### （業務の内容）

第3条 第2条に規定する実施範囲における業務の内容は、次のとおりとする。

- 一 情報提供等
  - ①会員が自主的に情報収集した所管施設等の被災状況
  - ②建設資機材等の確保状況
  - ③災害により発生すると予測されるガレキ等の処理場に関する情報
- 二 災害時における応急対策業務
  - ①前一号①以外の被災施設等の状況把握
  - ②被災施設等の応急対策及びその支援活動

### （業務の実施方法）

第4条 甲又は甲が所掌する事務所及び管理所等の長（以下「事務所長等」という。）は、第2条に規定する実施範囲において必要と認める場合には、乙に対して、その被災状況に応じて会員の出勤若しくは情報提供を要請することができるものとする。

- 2 乙又は会員は、甲又は事務所長等からの出勤若しくは情報提供の要請があったときは、できる限り速やかに被災状況等を把握・報告し、甲又は事務所長等の指示により業務を実施するものとする。

(業務の実施体制)

第5条 乙は、業務を早急に実施できるように予め必要な建設資機材等の調達方法、動員の方法を定め、その実施体制を書面により甲に報告するものとする。

2 前項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙及び会員による編成表及び連絡系統とする。なお、協定期間内で変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項に定める建設資機材等の数量を把握し、第2項の実施体制の編成表ごとに、書面により甲に報告するものとする。

4 甲は事務所長等に第1項の実施体制及び第3項の建設資機材等の報告内容を通知しておくものとする。

5 本協定の期間満了後も引き続き協定を継続する場合は、乙は、年度当初に実施体制の必要な見直しを行い、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長等は、乙に会員の出勤を要請したときは、速やかに会員と契約を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条の業務の内容の内、第一号は無償とし、第二号は有償とする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、事務所長等、乙又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、あるいは甲又は会員の建設資機材等に損害が生じた場合においては、乙又は会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告し、その対応については、甲又は事務所長等と乙又は会員が別途協議して定めるものとする。

(地方公共団体等からの要請に基づく特例措置)

第9条 甲は、第3条の業務のほか、地方公共団体等から被災地域の救援・救護又は復旧活動等のために必要となる資機材と物資の調達・運搬の要請があったときは、特例措置として、乙にこれらの業務の実施を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲でこれに応じるものとする。

3 乙は、第1項の業務を実施したときは、その業務に要した費用に関する書類を甲に提出するものとし、甲は当該地方公共団体等に対してその費用を乙に支払うよう要請するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成24年9月25日から平成25年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引続き本協定の期間満了の翌日より1年間継続するものとし、当該期間が満了した後も同様の扱いとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1. 本協定は、平成18年3月22日から施行する。
2. 本協定は、平成24年9月25日に改定する。

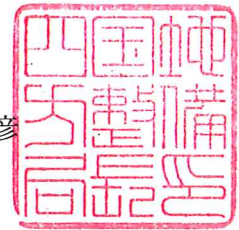
この協定書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年9月25日

甲 高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長

川崎 正彦



乙 高松市磨屋町6番4号

社団法人日本建設業連合会四国支部長

金井 隆夫



